北九州市障害福祉計画
及び
北九州市障害児福祉計画

第５章　北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要

１　計画の基本理念

（１）基本的な考え方

「第５期北九州市障害福祉計画及び第１期北九州市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法の「全ての国民が，障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第８８条第１項及び障害福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

計画の策定にあたっては、障害者総合支援法及び障害福祉法の主旨を踏まえ、国の定める基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９６号：最終改正　平成２９年厚生労働省告示第１０６号）に即し、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に等に係る平成３２年度末の目標を設定するとともに、平成３０年度から平成３２年度までの障害福祉サービス及び相談支援ならびに地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的にかつ計画的に図るための取組みを定めるものです。

①「障害者総合支援法」第８８条に基づく障害福祉計画

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

Ｈ１８～２０	Ｈ２１～２３	Ｈ２４～２６	Ｈ２７～２９	Ｈ３０～３２
第１期 障害福祉計画	第２期 障害福祉計画	第３期 障害福祉計画	第４期 障害福祉計画	第５期 障害福祉計画

②「児童福祉法」第３３条の２０に基づく障害児福祉計画

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

Ｈ３０～３２
第１期 障害児福祉計画

（２）国の第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画のポイント

平成２９年３月、厚生労働省では、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成３２年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるように新たな基本指針を定めました。

第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画に係る基本的理念は、以下のとおりです。

① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

この基本指針を基本とし、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することに努めます。

【図表１－２－５　国の第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画のポイント】

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

・地域における生活の維持及び継続の推進　・就労定着に向けた支援　・地域共生社会の実現に向けた取組
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・障害児のサービス提供体制の計画的な構築　・発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
・退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備
・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行
・一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
※ 実績を踏まえた目標設定
・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

・障害者虐待の防止、養護者に対する支援　・難病患者への一層の周知　・障害者の芸術文化活動支援
・障害を理由とする差別の解消の推進　・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方　等

２　第４期北九州市障害福祉計画の進捗状況

第４期北九州市障害福祉計画（平成２７年度～２９年度）は、成果目標及び活動指標等、おおむね良好に推移しています。

（１）成果目標

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【 成果目標 】

ア　施設入所者の地域生活移行

平成２９年度末までに、平成２５年度末時点の施設入所者数の**１１．１％以上が地域生活へ移行する**ことを目標とします。

平成２５年度末の施設入所者数（実績）	１,４４１人
平成２９年度の地域生活への移行（目標）	**１６０人以上**

11.1%以上移行

イ　施設入所者数の削減

平成２９年度末の施設入所者数を平成２５年度末時点の**施設入所者数から４%以上削減する**ことを目標とします。

平成２５年度末の施設入所者数（実績）	１,４４１人
平成２９年度末の施設入所者数（目標）	**１,３８３人以下**

４%以上削減

【 達成状況 】※平成２９年度は推計

平成２５年度末時点の施設入所者　Ａ	１,４４１人			
	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	目標値
各年度末までに地域生活に移行した人数	４９人	７４人（５．１%）	**９９人（６．９%）**	11.1%以上
各年度末までの施設入所者の減員数　Ｂ	１３人（▲０．９%）	３８人（▲２．６%）	**５３人（▲３．５%）**	▲４%以上
各年度末時点の施設入所者数　Ａ－Ｂ	１,４２８人	１,４０３人	**１,３９０人**	**１,３８３人**

②　入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【 成果目標 】

ア　精神病床における早期退院率

入院後３か月時点の退院率については５８％以上、入院後１年時点の退院率については８８％以上とすることを目標とします。

入院後３か月時点の退院率（目標）	５８％以上
入院後１年時点の退院率（目標）	８８％以上

イ　精神病床における一年以上長期入院患者の在院者数

１年以上の在院者数を平成２４年６月末時点から１３％以上減少することを目標とします。

平成２４年６月末の１年以上の在院者数（実績）	2,４９４人	１３％以上減少
平成２８年６月末の１年以上の在院者数（目標）	2,１６９人以下	

【 達成状況 】※平成２９年度は推計

	H27	H28	H29	目標値
入院後３ヶ月時点の退院率	５６％	５２％	５２％	５８％以上
入院後１年時点の退院率	８６％	８７％	８２％	８８％以上
１年以上の在院者数の減少率	５％	７．２％	７．５％	１３％以上

③　地域生活支援拠点等の整備

【 成果目標 】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成２９年度末までに、少なくとも一つを整備することを目標とします。

【 達成状況 】

地域生活支援拠点等については、整備できていません。

④　福祉施設から一般就労への移行促進

【 成果目標 】

ア　一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成２９年度中に**一般就労に移行する者を、平成２４年度の一般就労への移行実績の２倍以上**とすることを目標とします。

平成２４年度の一般就労への移行（実績）	７６人
平成２９年度の一般就労への移行（目標）	**１５２人以上**

２倍以上

イ　就労支援事業の利用者数

平成２９年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成２５年度末における**利用者数の６割以上増加**することを目標とします。

平成２５年度の一般就労への移行（実績）	３６４人
平成２９年度の一般就労への移行（目標）	**５８３人以上**

６割以上増加

ウ　就労移行支援事業所の就労移行率

平成２９年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、**就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上**とすることを目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率が３割以上の事業所	**全体の５割以上**

【 達成状況 】※平成２９年度は推計

ア　一般就労移行者数（人数と対Ｈ２４年比）

Ｈ24	Ｈ25	Ｈ26	Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29	目標値
８５人	１３８人	１４５人	１４４人	１７７人	２００人	**１５２人**
	１．６２倍	１．７１倍	１．６９倍	２．０８倍	２．３５倍	**２倍以上**

イ　就労支援事業の利用者数（人数と対Ｈ２５年増加率）各年度３月末時点

Ｈ25	Ｈ26	Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29	目標値
３６４人	３８９人	３７０人	３４６人	３６３人	**５８３人**
	０．６割増加	０．１割増加	０．５割減少	ほぼ増減無し	**６割以上**

ウ　就労移行支援事業所の就労移行率

Ｈ26	Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29	目標値
全体の４１．３％	全体の４０．０％	全体の４３．７％	全体の４割	**全体の５割以上**

（２）活動指標

①　訪問系サービス　※平成２９年度は推計

○　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	１，７４３人	１，８６２人	１，９９３人
	実績	１，７４１人	１，８０３人	
利用時間	見込	４０，７４２時間	４２，５１４時間	４４，４３１時間
	実績	４０，３３４時間	４０，７３５時間	

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

②　日中活動系サービス

ア　生活介護

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	２，７８３人	２，８３８人	２，８９４人
	実績	２，８１５人	２，８５５人	
利用日数	見込	５１，７６３人日	５２，７８６人日	５３，８２８人日
	実績	５４，８９１人日	５５，８５０人日	

イ　自立訓練（機能訓練）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	１３人	１４人	１５人
	実績	１３人	１１人	
利用日数	見込	２７８人日	２９９人日	３２１人日
	実績	２５２人日	２２３人日	

ウ　自立訓練（生活訓練）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	１７６人	１７９人	１７９人
	実績	１７３人	１７５人	
利用日数	見込	２，８６８人日	２，９１７人日	２，９１７人日
	実績	２，６７９人日	２，７０９人日	

エ　就労移行支援事業

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	４２５人	５０４人	５８３人
	実績	３７１人	３５７人	
利用日数	見込	７，３５２人日	８，７１９人日	１０，０８５人日
	実績	６，１６６人日	６，１１０人日	

オ　就労継続支援（Ａ型）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	８８２人	１，００２人	１，１７０人
	実績	８５２人	９０１人	
利用日数	見込	１７，９２２人日	２０，４４０人日	２３，８６８人日
	実績	１７，０９７人日	１７，９９５人日	

カ　就労継続支援（Ｂ型）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	１，８１３人	１，９６３人	２，１５５人
	実績	１，８５４人	２，００４人	
利用日数	見込	３５，７１６人日	３８，６７１人日	４２，４５３人日
	実績	３１，６８７人日	３４，０１２人日	

キ　療養介護

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	２８１人	２８１人	２８１人
	実績	２７８人	２７１人	

ク　短期入所（福祉型・医療型）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	３４５人	３７２人	４０２人
	実績	４３０人	４９７人	
利用日数	見込	２，４４９人日	２，７１５人日	３，０１５人日
	実績	２，７７４人日	３，０４０人日	

③　居住支援・施設系サービス

ア　共同生活援助（グループホーム）

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	９２８人	１，００４人	１，０８　人
	実績	１，０１２人	１，０８４人	

イ　施設入所支援

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用者数	見込	１，４１３人	１，３９９人	１，３８３人
	実績	１，４９１人	１，４７５人	

④　相談支援

ア　計画相談支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	8，657人	8，991人	9，394人
	実績	6，418人	7，324人	

イ　地域移行支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	24人	26人	30人
	実績	40人	34人	

ウ　地域定着支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	85人	92人	100人
	実績	59人	69人	

エ　障害児相談支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	1，578人	1，811人	1，981人
	実績	1，339人	1，776人	

⑤　障害児支援

ア　児童発達支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	553人	600人	621人
	実績	645人	600人	
利用日数	見込	7，462人日	8，140人日	8，467人日
	実績	8，200人日	7，746人日	

イ　放課後等デイサービス

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	1，127人	1，316人	1，482人
	実績	1，265人	1，473人	
利用日数	見込	13，105人日	15，571人日	17，837人日
	実績	14，865人日	18，251人日	

ウ　保育所等訪問支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	142人	142人	142人
	実績	74人	71人	
利用日数	見込	196人日	225人日	259人日
	実績	83人日	76人日	

エ　福祉型障害児入所支援

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用児童数	見込	７８人	８０人	８４人
	実績	６９人	６６人	

オ　医療型障害児入所支援

見込む単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
利用児童数	見込	２７人	２７人	２７人
	実績	２８人	２４人	

（３）地域活動支援事業

事業名	単位等		Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
障害者相談支援事業（障害者基幹相談支援ｾﾝﾀｰ）	箇所数	見込	１箇所	１箇所	１箇所
		実績	１箇所	１箇所	
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	見込	２箇所	２箇所	２箇所
		実績	２箇所	２箇所	
	利用者数	見込	１，２６０人	１，４１５人	１，５９０人
		実績	１，０１１人	９２９人	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	見込	１２人	１３人	１４人
		実績	８人	７人	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	
手話通訳者派遣事業	派遣件数	見込	３，７２１件	３，９０７件	４，１０２件
		実績	３，２６８件	２，９５２件	
要約筆記者派遣事業	派遣件数	見込	２４０件	２５２件	２６５件
		実績	２５８件	２１３件	
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	見込	１３８件	１４５件	１５２件
		実績	２０６件	２２７件	
介護・訓練支援用具	給付又は貸与件数	見込	１３５件	１４９件	１６４　件
		実績	１０１件	７７件	
自立生活支援用具	給付又は貸与件数	見込	４６５件	４８６件	５０７　件
		実績	４０６件	４１３件	
在宅療育等支援用具	給付又は貸与件数	見込	３５８件	３６６件	３７４　件
		実績	３０５件	３２１件	
情報・意思疎通支援用具	給付又は貸与件数	見込	３８０件	３９５件	４１０　件
		実績	３９２件	３１１件	
排泄管理支援用具	給付又は貸与件数	見込	１０，９９９件	１１，２２０件	１１，４４６件
		実績	１０，９５５件	１１，２２５件	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数	見込	３８件	３９件	４０件
		実績	２８件	１８件	

事業名	単位等		H27	H28	H29
手話奉仕員養成事業	養成人数	見込	76	80人	84人
		実績	91人	80人	
手話通訳者養成事業	養成人数	見込	8人	9人	10人
		実績	21人	22人	
要約筆記者養成事業	養成人数	見込	16人	(16人)	17人
		実績	8人	9人	
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成人数	見込	14人	(14人)	15人
		実績	13人	―	
移動支援事業	利用者数	見込	569人	573人	577人
		実績	591人	595人	
	利用量	見込	88,504時間	89,758時間	91,034時間
		実績	90,648時間	87,866時間	
地域活動支援センター事業	箇所数	見込	10箇所	10箇所	10箇所
		実績	9箇所	9箇所	
福祉ホーム	利用者数	見込	20人	20人	20人
		実績	17人	17人	
日中一時支援事業(日帰りショートステイ)	利用者数	見込	148人	150人	152人
		実績	136人	130人	
	利用回数	見込	6,173回	6,282回	6,395回
		実績	5,473回	5,658回	
障害者スポーツ大会	参加者数	見込	555人	583人	612人
		実績	576人	583人	
障害者スポーツ教室	箇所数	見込	17箇所	18箇所	19箇所
		実績	21箇所	24箇所	
点訳奉仕員養成事業	養成人数	見込	17人	(17人)	18人
		実績	11人	7人	
朗読奉仕員養成事業	養成人数	見込	10人	(10人)	11人
		実績	11人	7人	
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成人数	見込	8人	9人	10人
		実績	9人	8人	
運転免許取得助成	助成件数	見込	22件	23件	24件
		実績	22件	23件	
改造助成	助成件数	見込	24件	25件	26件
		実績	25件	18件	
障害児等療育支援事業	箇所数	見込	7箇所	7箇所	7箇所
		実績	6箇所	7箇所	

３　計画で定める項目

障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として、以下の内容を定めます。

1　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下、「**成果目標**」）を設定する。

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行
②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③　地域生活支援拠点等の整備
④　福祉施設から一般就労への移行等
⑤　障害児支援の提供体制の整備等

2　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの**必要な量の見込み**

上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等（以下、「**活動指標**」）を設定する。

（１）訪問系サービス
（２）日中活動系サービス
（３）居住支援・市説系サービス
（４）相談支援（計画相談支援、地域相談支援）
（５）障害児支援
（６）発達障害者支援関係

3　**地域生活支援事業**の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。

一　市が実施する事業の内容
二　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込み量の確保のための方策

第６章　成果目標及び活動指標等

１　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標（成果目標）

成果目標①　施設入所者の地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活移行者数について
※施設入所者とは、福祉施設に入所している障害のある人をいう。

【 成果目標（案）】

ア　施設入所者の地域生活移行

平成３２年度末において、平成２８年度末の施設入所者数の**９％以上が地域生活へ移行する**ことを目標とします。

平成２８年度末の施設入所者数（実績）	１，４０３人
平成３２年度の地域生活への移行（目標）	**１２７人以上**

９％以上移行

イ　施設入所者数の削減

平成３２年度末の施設入所者数を平成２８年度末時点の**施設入所者数から２％以上削減する**ことを目標とします。

平成２８年度末の施設入所者数（実績）	１，４０３人
平成３２年度末の施設入所者数（目標）	**１，３７４人以下**

２％以上削減

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、平成２８年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成３２年度末における地域生活に移行するものの目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野３「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策（詳細は、５０頁参照）、また、分野１「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」のうち、特に「（２）障害福祉サービスの質の向上等」に係る施策（詳細は、３９頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 訪問系サービス（１３０頁参照）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）

○ 日中活動系サービス（１３１頁参照）

生活介護（利用者数、利用日数）
自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
就労移行支援（利用者数、利用日数）
就労継続支援（Ａ型）（利用者数、利用日数）
就労継続支援（Ｂ型）（利用者数、利用日数）
短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）

○ 居住支援・施設系サービス（１３６頁参照）

自立生活援助（利用者数）
共同生活援助（利用者数）
施設入所支援（利用者数）

○ 相談支援（１３７頁参照）

地域移行支援（利用者数）
地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

平成３２年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
当該目標値の設定に当たっては、平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成３２年度末の施設入所者数を平成２８年度末時点の施設入所者数から２％以上削減することを基本とする。

成果目標②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

１．保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

【 成果目標（案）】

平成３２年度末までに当事者や保健・医療・福祉従事者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための**新たな協議の場を設ける**ことを目標とします。

目標設定の考え方

精神障害のある人の数が年々増加し、精神保健福祉行政へのニーズが高まっています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市との重層的な連携による支援体制を構築する必要があると考えました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野２「保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）」において示す基本的な施策のうち、特に「（１）精神保健・医療の適切な提供等」に係る施策（詳細は、４４頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

平成３２年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

２．精神病床における入院患者について

【 成果目標（案）】

ア　精神病床における一年以上長期入院患者数

平成３２年度末の精神病床における６５歳以上の一年以上長期入院患者数は**１，２５０人を目標**とし、平成３２年度末の精神病床における６５歳未満の一年以上長期入院患者数は**７６６人を目標**とします。

平成３２年度末の一年以上長期入院患者数６５歳以上（目標）	１，２５０人以下
平成３２年度末の一年以上長期入院患者数６５歳未満（目標）	７６６人以下

目標設定の考え方

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、本市の平成３２年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を目標値として設定しました。

イ　精神病床における早期退院率

平成３２年度における、**入院後３か月時点の退院率については６１％以上、入院後６か月時点の退院率については８３％以上、入院後１年時点の退院率については９０％以上とする**ことを目標とします。

入院後３か月時点の退院率（目標）	６１％以上
入院後６か月時点の退院率（目標）	８３％以上
入院後１年時点の退院率（目標）	９０％以上

目標設定の考え方

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成３２年度の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を見込み、入院後、一定の時点における退院率の目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野３「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（１）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策（詳細は、５０頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 訪問系サービス（１３０頁参照）
　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）

○ 日中活動系サービス（１３１頁参照）
　生活介護（利用者数、利用日数）
　自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
　就労移行支援（利用者数、利用日数）
　就労継続支援（Ａ型）（利用者数、利用日数）
　就労継続支援（Ｂ型）（利用者数、利用日数）
　短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）

○ 居住支援・施設系サービス（１３６頁参照）
　自立生活援助（利用者数）
　共同生活援助（利用者数）

○ 相談支援（１３７頁参照）
　計画相談支援（利用者数）
　地域移行支援（利用者数）
　地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

ア　精神病床における一年以上長期入院患者数

国が掲げる式により算定した平成３２年度末の精神病床における６５歳以上の一年以上長期入院患者数及び国が掲げる式により算定した平成３２年度末の精神病床における６５歳未満の一年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

イ　精神病床における早期退院率

平成３２年度における入院後３か月時点の退院率については６９％以上とし、入院後６か月時点の退院率については８４％以上とし、入院後１年時点の退院率については９０％以上とすることを基本とする。

成果目標③　障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

○ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

【 成果目標（案）】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成３２年度末までに、**少なくとも一つを整備**することを目標とします。

目標設定の考え方

今後予想される障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるように、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組むこととしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野３「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策のうち、特に「（１）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策（詳細は、５０頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、平成３２年度末までに少なくとも一つを整備することを基本とする。

成果目標④　福祉施設から一般就労への移行等

１．就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

【 成果目標（案）】

平成３２年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、**平成２８年度の一般就労への移行実績の１．５倍以上**とすることを目標とします。

平成２８年度の一般就労への移行（実績）	１７７人
平成３２年度の一般就労への移行（目標）	**２６６人以上**

１．５倍以上

目標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数が増加している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野５「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（２）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、６７頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 日中活動系サービス（１３２頁参照）
　就労移行支援（利用者数、利用日数）
　就労継続支援（Ａ型）（利用者数、利用日数）
　就労継続支援（Ｂ型）（利用者数、利用日数）

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成３２年度中に、一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標の設定に当たっては、平成２８年度の一般就労への移行実績の１．５倍以上とすることを基本とする。

２．就労移行支援事業の利用者数に関する目標について

【 成果目標（案）】

平成３２年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成２８年度末における**利用者数の２割以上増加**することを目標とします。

平成２８年度末における就労移行支援事業利用者数（実績）	３４６人	２割以上増加
平成３２年度末における就労移行支援事業利用者数（目標）	**４１６人以上**	

目標標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業所の利用者数は減少傾向にあるものの、一般就労への移行者数の増加を目指している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野５「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（２）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、６７頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 日中活動系サービス（１３２頁参照）
　就労移行支援（利用者数、利用日数）

国の基本指針

平成３２年度末における利用者数が、平成２８年度末における利用者数の２割以上増加することを基本とする。

３．就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

【成果目標（案）】

平成３２年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、**就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上**とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の就労移行率の実績（平成２６年度から平成２８年度の平均：約４２％）等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野５「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（２）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、６７頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 日中活動系サービス（１３２頁参照）

就労移行支援（利用者数、利用日数）

国の基本指針

就労移行率が３割以上である就労移行支援事業所を、平成３２年度末までに全体の５割以上とすることを目指すことを基本とする。

４．就労定着支援による職場定着率に関する目標について

【成果目標（案）】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から**１年後の職場定着率を８割以上**とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の障害者しごとサポートセンター利用者の１年後の職場定着率（平成２６年度から平成２８年度の平均：約７９％）の実績等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野５「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害特性に応じた就労支援」に係る施策（詳細は、６８頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 日中活動系サービス（１３４頁参照）

就労定着支援（利用者数）

国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とする。

成果目標⑤　障害児支援の提供体制の整備等

１．重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

【成果目標（案）】

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、保育所等訪問支援の対象を、平成３２年度末までに、乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数等の増加を目標とします。

目標設定の考え方

本市では、児童発達支援センターは７箇所設置済みであり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

保育所等訪問支援については、平成３０年度の国の制度改正により、新たに乳児院・児童養護施設が追加されます。

これらを踏まえて、障害のある子どもへの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが実施している保育所等訪問支援をより充実させる必要があると考え、対象となる施設を拡大するとともに利用児童数等の増加に向けて取り組むことを本市の目標に設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野１「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、４０頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、１３９頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）

保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

ア　児童発達支援センターの設置

　児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成３２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。

イ　保育所等訪問支援の実施

　各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成３２年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

２．主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

【成果目標（案）】

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業の新規開設を支援します。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する**サービスを新設**することを目標とします。（居宅訪問型児童発達支援）

目標設定の考え方

本市には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が２６箇所（児童発達支援９，放課後等デイサービス１７）あり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

医療型児童発達支援は、現在のところ本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児等の利用ニーズがあることを勘案し、サービスの新設を支援します。

さらに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する**サービスの新設**を、本市の目標と定めることとしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野１「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、４０頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、１３９頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）
医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。

３．医療的ケア児支援の対応について

【成果目標（案）】

平成３０年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための**協議の場を設ける**ことを目標とします。

また、医療的ケア児支援に関連する関係機関等との連携を促進することにより、児童発達支援事業等の事業量（サービス量）の増加を目標とします。

目標設定の考え方

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたため、本市においても、新たに取り組むこととしました。

さらに、医療的ケア児支援に関する新たな事業（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーター養成）を実施することで、利用者の拡大やサービス提供者の技術向上等を図り、医療的ケア児の支援に係る各種サービスの利用児童数等の増加を目標としました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野１「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（３）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、４０頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、１３９頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）
医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（配置人数）

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成３０年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

２　各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行にともなうニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

（１）訪問系サービス

○　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１，９８９人	２，０９４人	２，２０４人
利用時間	４１，９２９時間	４２，７５７時間	４３，６３０時間

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用量：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年の伸び率を基本として、平成３０年度以降の見込量を設定しました。

【実施に関する考え方及び見込量確保のための方策】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

（2）日中活動系サービス

ア　生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	２，９２５人	２，９６５人	３，００６人
利用日数	５７，２３３人日	５８，０１５人日	５８，８１７人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

生活介護は、着実に利用が増加してきており、今後においても障害のある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年伸び率を基本として、平成３０年度以降の見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ　自立訓練（機能訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１１人	１１人	１１人
利用日数	２２９人日	２２９人日	２２９人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所が限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。このため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ウ　自立訓練（生活訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１９６人	２０４人	２１２人
利用日数	３，６０３人日	３，９７０人日	４，３７４人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量としました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ　就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	３９４人	４１２人	４３１人
利用量	６，５８９人日	６，８９０人日	７，２０８人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

平成２６年度から平成２８年度の３年間の伸び率や成果目標として設定した平成３２年度末の利用者数を勘案し、見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

事業所や利用者数の増加に向けて、法人等に新たな事業所の設置や定員の拡大、必要なサービス提供体制の確保に向けての働きかけや助言等を行うとともに、離職者や特別支援学校卒業生等に、就労移行支援事業の利用を働きかけていきます。

オ　就労継続支援（Ａ型）

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	９８７人	１，０３９人	１，０９３人
利用日数	１９，８３６人日	２０，８８１人日	２１，９８１人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者が増加しており、今後における利用ニーズも高く、引き続き一定規模の事業所の開設を見込まれることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ　就労継続支援（Ｂ型）

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	２，２４４人	２，３９７人	２，５６１人
利用日数	３８，９８５人日	４１，８５８人日	４４，９４１人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者が大きく増加しており、今後における利用ニーズも高く、事業所数の増加も見込まれることから、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ　就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	４０人	５０人	６０人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

就労移行支援の利用者数や増加量の見込み等の本市の実情を踏まえて、見込み量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、ならびに開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク　療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	２８５人	３０５人	３１５人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

現在の利用者数に加えて、直近の利用者の傾向及び定員数の増加を反映して見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

また、北九州市立総合療育センターの建替えに伴う、療養介護の定員数の増加等により、社会資源の確保を図ります。

ケ　福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	５２９人	６１３人	７１１人
利用日数	３，１９０人日	３，６６４人日	４，２０７人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

コ　医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１１４人	１５０	１９８人
利用日数	４９５人日	６０８人日	７４６人日

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

また、北九州市立総合療育センターの建替えに伴う、短期入所の定員数の増加により、社会資源の確保を図ります。

（３）居住支援・施設系サービス

ア　自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１００人	１０８人	１１６人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数や増加量の見込み等の本市の実情を踏まえて、見込み量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、ならびに開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ　共同生活援助（グループホーム）

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１，２４３人	１，３６７人	１，５０４人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

利用者が増加しており、今後における利用ニーズも高く、引き続き一定規模の事業所の開設を見込まれることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ　施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	１，４６３人	１，４５５人	１，４４８人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

直近の利用者の推移や成果目標として設定した平成３２年度末の利用者数を数値に基づき、見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

（４）相談支援（計画相談支援、地域相談支援）

ア　計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	８，１００人	８，６００人	９，２００人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

毎年の利用者数の増加と計画を作成する相談支援専門員のこれまでの増加数を踏まえ、平成３２年度における障害福祉サービス等利用者数を10,200人と見込み、そのうち９０％が相談支援事業所作成の利用計画を利用するものとして見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、セルフプラン等を含めたサービス利用計画の作成を、ほぼ全ての障害福祉サービス等利用者が終了したことから、今後は相談支援事業所が作成する利用計画への移行を進める必要があります。

相談支援事業所の相談支援専門員数の増加を図るなど、見込量の確保を図ります。

イ　地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	４５人	５０人	５５人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

平成２６年度からの３年間の実績と、伸び率を勘案し見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

精神科病院において、精神障害のある人を支える医療従事者（精神保健福祉士、看護師、作業療法士等）に対し、当該サービス制度の仕組みを周知・広報し、各病院の利用実績増加を図ります。

ウ　地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用者数	８０人	８５人	９０人

※　利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

平成２６年度からの３年間の実績と、伸び率を勘案し見込量としました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に、事例検討等を交えた研修会を開催し、制度の普及を図ります。

（５）障害児支援

ア　児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	６９２人	７３３人	７７６　人
利用日数	８，８６６人日	９，３９７人日	９，９６０人日

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

児童発達支援は、年々事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しており、今後も利用ニーズが高いと想定しています。このため、今後も増加傾向が続くと想定し、見込み量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

イ　医療型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	０人	５人	１０人
利用日数	０人日	２０人日	４０人日

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

医療型児童発達支援は、現在のところ、本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児を受け入れている児童発達支援事業所は数箇所あります。

そこで、医療的ケア児の利用希望数を参考に、本来、医療型の利用ニーズはあると想定し、目標値として見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

病院併設の福祉型の児童発達支援事業所等に、制度や報酬等に関する情報提供や支援を行うことにより、見込量の確保に努めます。

ウ　放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	２，３９０人	３，０３５人	３，８５４人
利用日数	２９，４３６人日	３７，３８３人日	４７，４７６人日

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

放課後等デイサービスは、平成２４年度以降年々事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しています。

このため、今後も増加傾向が続くと想定し、見込み量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

エ　保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	７１人	７６人	８２人
利用日数	７５人日	８１人日	８７人日

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

保育所等訪問支援は、利用者数の増加及び新規の訪問先の拡大に伴い、今後も利用者数が増加すると想定し、見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

オ　居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	０人	３人	６人
利用日数	０人日	１２人日	２４人日

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）
※　利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

居宅訪問型児童発達支援は、平成３０年度の国の制度改正の中で創設される新規事業であり、サービス量の目標値として、在宅の医療的ケア児の外来保育等の利用実績を参考に見込量を設定しました。

※　在宅の医療的ケア児の外来保育
市内の医療的ケア児の中に、児童発達支援の通所を希望しているが、特別な配慮が必要なため通所ができないケースがあります。このような子どもに対して、総合療育センターが試験的に人数を限定し外来保育として受け入れ、療育を行っています。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

児童発達支援センター等への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

カ　福祉型障害児入所施設

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	６６人	６６人	６６人

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

福祉型障害児入所施設の利用者数は、平成２７年度から３年間横ばい傾向です。国の制度において、入所から地域生活へ移行する取組を推進しており、今後も大幅な増加はないと想定し、現状維持として見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

キ　医療型障害児入所施設

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	２８人	３１人	３４人

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

医療型障害児入所については、現在のところ満床で利用者は待機状態が継続しています。平成３０年１１月、新・総合療育センターが開所予定であり、定員が増加するため、利用者数の増加を想定した見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ク　障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
利用児童数	２，７００人	３，４００人	４，２００人

※　利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、近年非常に増加傾向にあり、今後も大幅な増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案した見込量を設定しました。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ケ　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
配置人数	１人	２人	３人

※　配置人数：コーディネーター配置人数（人/年）

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の見込みを設定しました。

※　医療的ケア児等コーディネーターとは
地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修及び医療的ケア児等の支援を総合調整する者

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

（６）発達障害者支援関係

ア　発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
開催回数	２　回	２　回	２　回

※　開催回数：年間開催回数（回/年）

見込量の設定の考え方

当協議会の前身である「発達障害者支援体制整備検討委員会」の開催回数を踏まえて、見込量を設定します。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

発達障害児者の支援に関わる機関やサービス事業者等が、定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

イ　発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
相談件数	３，２００件	３，２００件	３，２００件

※　相談件数：年間相談件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去３ヵ年の助言件数を踏まえて、見込量を設定します。

【実施に関する考え方及び見込量確保のための方策】

北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携を図りながら、相談支援を行っていきます。

ウ　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
助言件数	５５件	５５件	５５件

※　助言件数：月平均件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去３ヵ年の相談件数を踏まえて、見込量を設定します。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

発達障害児者支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行います。

エ　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
研修、啓発件数	１３件	１４件	１５件

※　研修啓発件数：研修や啓発を開催した件数（回/年）

見込量の設定の考え方

過去３ヵ年の研修等件数を踏まえて、見込量を設定します。

【　実施に関する考え方及び見込量確保のための方策　】

行政機関の職員をはじめ、商業施設の従業員、警察官など、発達障害児者の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への理解促進に取り組みます。

３　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

本市では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、以下の事業を実施しています。

計画では、市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込み量確保のための方策を定めます。

（１）市が実施する事業の内容

ア　必須事業

Ａ　理解促進研修・啓発事業

Ｂ　自発的活動支援事業

Ｃ　相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

①　相談支援事業

②　専門性の高い相談支援事業

Ｄ　成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

Ｅ　意思疎通支援事業

①　意思疎通支援を行う者の派遣事業

②　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

Ｆ　日常生活用具給付等事業

Ｇ　奉仕員養成研修

①　手話奉仕員養成研修事業

②　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

Ｈ　移動支援事業

Ｉ　地域活動支援センター機能強化事業

Ｊ　広域的な支援事業

イ　任意事業

Ａ　日常生活支援事業

Ｂ　社会参加支援事業

（２）各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

ア　必須事業

Ａ　理解促進研修・啓発事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
障害者差別解消法推進事業	有無	有	有	有

※　研修、啓発回数：月平均回数（回/年）

事業実施の考え方等

障害者差別解消法の推進については、本市における障害者差別の解消に向けて主体的に取組み、市全体で共生社会の実現を目指すことを目的とする市条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深めるための取組みを促進します。また、全国一斉の「障害者週間（12月3日から9日）」を活用して、文化・スポーツ・就労支援などについて集中的かつ効果的な取組みを実施します。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
触法障害者支援事業	研修啓発回数	３回	３回	３回

※　研修、啓発回数：月平均回数（回/年）

事業実施の考え方等

触法障害者支援については、矯正施設を経ずに地域に戻る方への支援（入口支援）についての研究会や研修会を継続的に実施し、関係機関への理解促進や啓発を行います。

Ｂ　自発的活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
ピアカウンセリング事業	箇所数	６箇所	６箇所	６箇所
発達障害者総合支援（発達障害児・者家族等支援事業）	補助団体数	８件	８件	８件
地域精神保健福祉対策（ピアサポート事業）	活動件数	２２件	２５件	２８件

※　箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方等

発達障害児・者の家族等が実施する相談・余暇活動や、精神障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
本人活動支援事業（ボランティア参加促進）	活動回数	９６回	９６回	９６回

※　活動回数、活動件数：月平均回数、件数（回、件/年）

事業実施の考え方等

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、参加を促していきます。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

Ｃ　相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

①　相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
障害者相談支援事業（障害者基幹相談支援ｾﾝﾀｰ）	箇所数	１箇所	１箇所	１箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有	有	有

※　箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方等

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや住居サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取り組みを進めます。

②　専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	２箇所	２箇所	２箇所
	利用者数	９７６人	９７６人	９７６人

※　箇所数：発達障害者支援センター施設数（箇所）
※　利用者数：各年度の利用人数（人/年）

事業実施の考え方等

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、北九州市立総合療育センター等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取り組みを進めます。

D　成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	利用者数	１０人	１０人	１０人
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

※　利用者数：各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数（人/年）

事業実施の考え方等

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定しました。また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進めます。

E　意思疎通支援事業

事業量の見込み

①　意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
手話通訳者派遣事業	派遣件数	３，１１０件	３，２６６件	３，４３０件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	２３５件	２４７件	２５９件
重度障害者入院時ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援事業	有無	有	有	有

※　派遣件数：各年度の通訳者など派遣件数（件/年）

②　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	２１６件	２１６件	２１６件

※　派遣件数：各年度の通訳者など派遣件数（件/年）

事業実施の考え方等

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する通訳者等（手話通訳者、要約筆記者）の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績及び派遣ニーズを踏まえて設定しました。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績を基本として設定しました。

Ｆ　日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
介護・訓練支援用具	給付又は貸与件数	１０３件	１０３件	１０３件
自立生活支援用具	給付又は貸与件数	４１６件	４１６件	４１６件
在宅療育等支援用具	給付又は貸与件数	３２６件	３２６件	３２６件
情報・意思疎通支援用具	給付又は貸与件数	３４８件	３４８件	３４８件
排泄管理支援用具	給付又は貸与件数	１１，６７８件	１１，９１２件	１２，１５０件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数	３１件	３１件	３１件
合計		１２，９０２件	１３，１３６件	１３，３７４件

※　給付又は貸与件数、利用件数：各年度の年間件数（件/年）

事業実施の考え方等

日常生活用具の給付等については、障害のある人のニーズに応じた用具の検討を行うとともに、提供体制の確保を図るなど、より利用しやすい環境づくりに努めます。

見込量については、近年の給付実績から、排泄管理支援用具については増加、それ以外の用具は現状維持として設定しました。

Ｇ　奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

① 手話奉仕員養成研修事業

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
手話奉仕員養成事業	養成人数	８５人	８５人	８５人

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
手話通訳者養成事業	養成人数	２１人	２１人	２１人
要約筆記者養成事業	養成人数	８人	９人	１０人
盲ろう者通訳・ｶﾞｲﾄﾞﾍﾙﾊﾟｰ養成事業	養成人数	（１５人）	１５人	（１５人）

※　養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

手話奉仕員の養成講座を実施することで、聴覚に障害のある人に対する意思疎通の支援を増強し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を基本として設定しました。

また、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する専門性の高い通訳者等（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー）の養成講座を実施することで、意思疎通の支援を増強し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を基本として設定しました。

Ｈ　移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
移動支援事業	利用者数	６０３　人	６１１　人	６１９　人
	利用量	８８，０４２時間	８８，２１８時間	８８，３９４時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	２　人	２　人	２　人

※　利用量：各年度の延べ利用時間（時間/年）
※　利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方等

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。見込量については近年の利用実績から設定しました。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度の全身性障害のある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図ります。見込量については、市内における対象者の状況などから、利用人数を設定しました。

Ｉ　地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
地域活動支援センター事業	箇所数	９　箇所	９　箇所	９　箇所

※　箇所数：各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方等

センター設置の見込量としては、近年の実績を踏まえ現在の箇所数が継続するものとして設定しました。

Ｊ　広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート従事者数	１１　人	１２　人	１３　人

※　ピアサポート従事者数：各年度に従事するピアサポートの人数（人/年）

事業実施の考え方等

国の指針等により、精神保健福祉行政の強化、及び精神障害のある人の地域移行が進むに伴いピアサポート従事者の需要が高まることが見込まれることから、従事者数は年々増加するものとして見込み量を設定しました。

イ　任意事業

Ａ　日常生活支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
福祉ホーム	利用者数	２０人	２０人	２０人

※　利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方等

福祉ホームにおいて、居宅その他の設備など日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援します。見込量については、近年の利用状況を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	７００人	７００人	７００人

※　利用者数：各年度の年平均利用人数（人/年）

事業実施の考え方等

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施します。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
訪問入浴サービス	利用者数	２６人	２６人	２６人
	利用回数	１，４６０回	１，４６０回	１，４６０回

※　利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）
※　利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方等

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
日中一時支援事業（日帰りショートステイ）	利用者数	１３５人	１３７人	１３９人
	利用回数	５，７３７回	５，８１４回	５，８９６回

※　利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）
※　利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方等

日中一時支援事業（日帰りショートステイ）については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図ります。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

B　社会参加支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
障害者スポーツ大会	参加者数	５８１人	５８１人	５８１人
障害者スポーツ教室	箇所数	２２箇所	２２箇所	２２箇所

※　参加者数：スポーツ大会参加人数（人/年）
※　箇所数：スポーツ教室開催箇所数（箇所/年）

事業実施の考え方等

障害者スポーツ大会及び障害者スポーツ教室については、スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図り、明るい生活形成に寄与するとともに、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
点字・声の広報等発行事業	発行回数	３２回	３２回	３２回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	９人	１０人	１１人
朗読奉仕員養成事業	養成人数	９人	１０人	１１人

※　養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

点字・声の広報等発行については、本市が発行する広報物等において点字版等を作成することで、視覚・聴覚に障害のある人への情報提供に寄与し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の発行実績を基本として設定しました。

点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業については、視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施することで、コミュニケーション支援を増強し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成人数	８人	９人	１０人

※　養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

パソコンサポーター養成・派遣事業については、パソコンやその周辺機器の使用方法等についての支援を必要とする障害のある人に、パソコン操作等の支援・指導を行うパソコンサポーターを養成・派遣することで、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	Ｈ３０	Ｈ３１	Ｈ３２
芸術文化活動振興	出展数	１８８点	２０７点	２２８点

※　出展数：芸術文化活動への作品出展数（点/年）

事業実施の考え方等

芸術文化活動振興については、北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が芸術・文化活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績と増加傾向を踏まえて設定しました。